

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月1日

岩手県公安委員会
委員長 村 井 三 郎

岩手県公安委員会規則第5号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（交通規制の対象から除く車両等） 第5条 法第4条第2項後段の規定に基づき、次に掲げる車両は、同条第1項の規定に基づく道路標識等による交通の規制の対象から除くものとする。 （1） [略] （2） 道路標識等による法第8条第1項の規定による通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車専用」、「普通自転車等及び歩行者等専用」及び「歩行者等専用」の標識並びにこれらに係る「指定方向外進行禁止」の標識を用いた規制に限る。）の対象から除く車両 ア～シ [略] ス [略] セ [略] ソ [略] （3） [略] （4） 道路標識等による法第45条第1項の規定による駐車禁止の規制の対象から除く車両 ア・イ [略] ウ 第2号オからソまでに掲げる車両で、当該用務に使用中であることが外形上明らかなもの（当該用務に使用中であることが外形上明らかなでないものは、公安委員会が交付する標章（様式第1号）を掲出しているものに限る	（交通規制の対象から除く車両等） 第5条 法第4条第2項後段の規定に基づき、次に掲げる車両は、同条第1項の規定に基づく道路標識等による交通の規制の対象から除くものとする。 （1） [略] （2） 道路標識等による法第8条第1項の規定による通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車専用」、「普通自転車等及び歩行者等専用」及び「歩行者等専用」の標識並びにこれらに係る「指定方向外進行禁止」の標識を用いた規制に限る。）の対象から除く車両 ア～シ [略] <u>ス 保健師助産師看護師法に規定する保健師、看護師又は准看護師が医師法に規定する医師の指示を受け、緊急訪問をするため使用中の車両</u> セ [略] ソ [略] タ [略] （3） [略] （4） 道路標識等による法第45条第1項の規定による駐車禁止の規制の対象から除く車両 ア・イ [略] ウ 第2号オからタまでに掲げる車両で、当該用務に使用中であることが外形上明らかなもの（当該用務に使用中であることが外形上明らかなでないものは、公安委員会が交付する標章（様式第1号）を掲出しているものに限る

。ただし、用務の性質上、標章を掲出することにより当該用務の遂行に支障がある場合には、標章の掲出を要しない。）

エ [略]

2 法第48条の規定により法第47条の規定による停車又は駐車の方法以外の方法（道路の右側端に沿い停車又は駐車する方法に限る。）により停車又は駐車できる車両として道路標識等により指定する車両は、前項第2号クに掲げる車両及び貨物の積卸しのために使用する車両で警察署長が許可したものとする。

（駐車禁止等除外指定に係る標章の交付申請等）

第5条の2 前条第1項第4号ウ及びエに規定する公安委員会の交付に係る標章の交付を受けようとする者は、駐車禁止除外指定車標章交付申請書（様式第1号の3）により公安委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる標章の種別に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書面を添付して行わなければならない。

（1）前条第1項第4号ウに規定する公安委員会の交付に係る標章

ア 道路運送車両法第60条に規定する自動車検査証の写し

イ [略]

ウ 車両の使用の本拠を疎明する書面

（2）前条第1項第4号エに規定する公安委員会の交付に係る標章

ア 前条第1項第4号エに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面

イ 住所を疎明する書面

3 公安委員会は、第1項の申請があつた場合において、当該申請に係る車両が前条第1項第4号ウに規定する車両に該当すると認めたとき又は当該申請に係る者が同号エに掲げる者のいずれかに該当すると認めたときは、標章を交付するものとする。

4～8 [略]

（通行許可に係る標章の交付申請等）

第8条 法第8条第2項の許可を受けようとする者は、施行規則第5条第1項の申請書に、次に掲げる書面を添付しなけれ

。ただし、用務の性質上、標章を掲出することにより当該用務の遂行に支障がある場合には、標章の掲出を要しない。）

エ [略]

（駐車禁止等除外指定に係る標章の交付申請等）

第5条の2 前条第4号ウ及びエに規定する公安委員会の交付に係る標章の交付を受けようとする者は、除外標章交付申請書（様式第1号の3）により公安委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる標章の種別に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書面を添付して行わなければならない。

（1）前条第4号ウに規定する公安委員会の交付に係る標章

ア 自動車検査証（道路運送車両法第60条に規定する自動車検査証をいう。以下同じ。）の写し又は自動車検査証記録事項（同法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。）が記載された書面

イ [略]

（2）前条第4号エに規定する公安委員会の交付に係る標章

ア 前条第4号エに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面

イ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面

3 公安委員会は、第1項の申請があつた場合において、当該申請に係る車両が前条第4号ウに規定する車両に該当すると認めたとき又は当該申請に係る者が同号エに掲げる者のいずれかに該当すると認めたときは、標章を交付するものとする。

4～8 [略]

（通行許可に係る標章の交付申請等）

第8条 法第8条第2項の許可を受けようとする者は、施行規則第5条第1項の申請書に、次に掲げる書面を添付しなけれ

ばならない。

- (1) 道路運送車両法第60条に規定する自動車検査証の写し
- (2) 主たる運転者の運転免許証の写し（免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、運転免許証の写しその他当該者が免許を受けていることを証するに足る書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）で作成されているものを含む。）。第10条第3項第2号において同じ。）

(3) [略]

2～4 [略]

（緊急自動車の指定）

第9条 令第13条第1項の規定による緊急自動車の指定（以下この条において「指定」という。）の申請は、緊急自動車指定申請書（様式第2号）2部に、道路運送車両法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面を添えて、公安委員会に提出して行わなければならない。

2～6 [略]

（緊急自動車の届出）

第9条の3 令第13条第1項の規定による緊急自動車の届出（以下この条において「届出」という。）は、緊急自動車届（様式第4号の2）2部に、道路運送車両法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面を添えて、公安委員会に提出して行わなければならない。

2～6 [略]

（駐車禁止の解除等）

第10条 法第45条第1項ただし書の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア・イ [略]

2 前項の駐車許可を受けようとする者は、駐車禁止解除許可申請書（様式第5号）により当該場所を管轄する警察署長に申請をしなければならない。

ばならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 主たる運転者の運転免許証の写し（免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、運転免許証の写しその他当該者が免許を受けていることを証するに足る書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）で作成されているものを含む。））

(3) [略]

2～4 [略]

（緊急自動車の指定）

第9条 令第13条第1項の規定による緊急自動車の指定（以下この条において「指定」という。）の申請は、緊急自動車指定申請書（様式第2号）2部に、自動車検査証記録事項が記載された書面を添えて、公安委員会に提出して行わなければならない。

2～6 [略]

（緊急自動車の届出）

第9条の3 令第13条第1項の規定による緊急自動車の届出（以下この条において「届出」という。）は、緊急自動車届（様式第4号の2）2部に、自動車検査証記録事項が記載された書面を添えて、公安委員会に提出して行わなければならない。

2～6 [略]

（警察署長の駐車許可）

第10条 法第45条第1項ただし書の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

ア・イ [略]

2 前項の駐車許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（様式第5号）2部に、次に掲げる書面を添えて、当該場所を管轄する警察署長（当該場所が2以上の警察署長の管轄にわたる場合にあつては、そのいずれかの場所を管轄する警察署長。以下この項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、当該警察署長が認めたときは、これらの書面の全

3 前項の申請は、次に掲げる書面を添付して行わなければならない。

- (1) 道路運送車両法第60条に規定する自動車検査証の写し
- (2) 主たる運転者の運転免許証の写し
- (3) 駐車場所を明示した見取図

4 [略]

5 警察署長は、第2項の申請があった場合において、駐車を許可する車両として認めたときは、駐車禁止解除許可証（様式第5号の2）を交付するものとする。

6 第1項の駐車許可の期間は、交付の日から起算して1年以内で、申請の内容を勘案して必要最小限度の期間とする。

7 第5項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を駐車させている間、その許可証を当該車両の見やすい個所に掲出しておかなければならない。

（右側停車等の許可申請）

第10条の2 第5条第2項の許可の申請並びに許可証の交付及び掲出については、前条第2項から第7項までの規定を準用する。この場合において、同条第2項中「駐車許可」とあるのは「許可」と、「駐車禁止解除許可申請書」とあるのは「右側停車・駐車許可申請書」と、同条第4項中「駐車」とあるのは「停車又は駐車」と、同条第5項中「駐車」とあるのは「停車又は駐車」と、「駐車禁止解除許可証」とあるのは「右側停車・駐車許可証」と、同条第7項中「駐車させ」とあるのは「停車させ、又は駐車させ」と読み替えるものとする。

別表第1（第2条関係）

申請書等	経由先
[略]	
駐車禁止除外指定車標章交付申請書 (様式第1号の3)	[略]
[略]	
[略]	

別表第2（第12条の2関係）

種 類	路線名	区 間
-----	-----	-----

部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面
- (2) 駐車に係る用務を疎明する書面
- (3) 駐車の場所を明示した見取図

3 [略]

4 警察署長は、第2項の申請があった場合において、駐車を許可する車両として認めたときは、駐車許可証（様式第5号）を交付するものとする。

5 第1項の駐車許可の期間は、交付の日から起算して1年以内で、申請の内容を勘案して必要と認められる期間とする。

6 第4項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を駐車させている間、その許可証を当該車両の見やすい個所に掲出しておかなければならない。

第10条の2 削除

別表第1（第2条関係）

申請書等	経由先
[略]	
除外標章交付申請書 (様式第1号の3)	[略]
[略]	
[略]	

別表第2（第12条の2関係）

種 類	路線名	区 間
-----	-----	-----

[略]		
市道	[略]	
	第1023010号線	[略]
[略]		

[略]		
市道	[略]	
	第1023010号線	[略]
	中井大橋線	大船渡市盛町字東町12番1地先から 赤崎町字諏訪前11番17地先まで
	盛川右岸線	大船渡市盛町字東町12番1地先から 字木町13番1地先まで
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号の3を次のように改める。

様式第1号の3（第5条の2関係）

除外標章交付申請書	
年 月 日	
岩手県公安委員会 様	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
番号標に表示されている番号	
除外を受けようとする期間	
除外を受けようとする区間	
除外を受けようとする理由	☐ 以下の公安委員会が定める業務に使用する。 ☐ 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する。

備 考	

(A 4)

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号（第10条関係）

駐車許可申請書	
年 月 日	
警察署長 様	
住所	
申請者	
氏名	
〔 法人にあっては、主たる事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名 〕	
(電話)	
番号標に表示されてい る番号	
許可を受けようとする 日時期間	
許可を受けようとする 場所	
許可を受けようとする 理由	
第 号	
駐車許可証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
警察署長 印	

(A 4)

様式第 5 号の 2 を次のように改める。

様式第 5 号の 2 削除

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岩手県道路交通法施行細則の規定により警察署長が交付している許可証は、改正後の規則の規定による許可証とみなす。